

## 館林市

## 空き家利活用助成金

空き家バンクに空き家を登録、購入又は賃貸借を行うかたに助成を行います。

## 助成内容

対 象	限 度 額
市内在住で 空き家を購入するかた	20万円
市への転入者で 空き家を購入するかた	40万円
市内在住で 空き家を賃借するかた	1 か月の家賃の3分の1 (上限2万円)(最長12か月)
転入者で 空き家を賃借するかた	1 か月の家賃の2分の1 (上限4万円)(最長12か月)
空き家を賃貸するかた (市内・市外在住共通)	5万円
空き家を登録するかた (市内・市外在住共通)	重点エリア内の場合 2万円 それ以外の場合 1万円

※重点エリア・・・市が指定したまちなかの重点エリアです。対象範囲については、市ホームページをご確認いただくか、企画課までお問い合わせください。

## 対象の空き家

- ・館林市空き家バンクに登録された個人所有の空き家

## 助成対象者

次の（１）から（４）のいずれにも該当するかた

（１）次のいずれかに該当するかた

- 助成対象空き家を購入又は賃借し（転入者にあつては、１年以上本市に居住していないかた）２年以上居住するかた
- 助成対象空き家を賃貸したかた
- 助成対象空き家を登録したかた

（２）市税の滞納がないかた

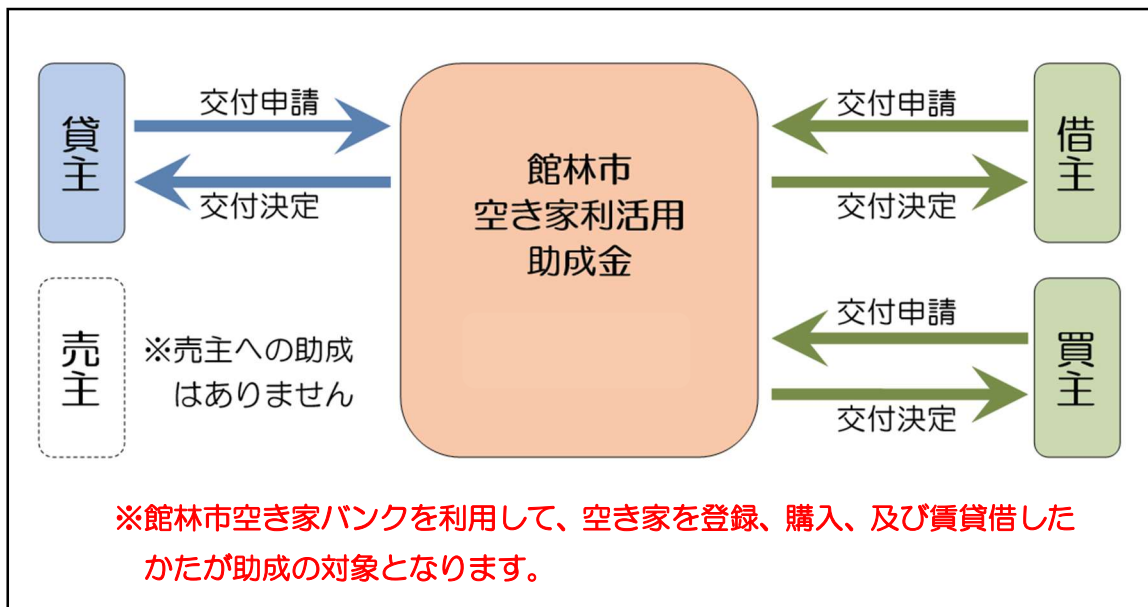
（３）館林市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等でないかた

（４）過去に本助成金の交付を受けていないかた（賃貸助成金及び登録助成金を除く）

## 申請から交付までのながれ

- （１）申請書及び添付書類により申請
- （２）交付決定通知書により通知
- （３）請求書により助成金の交付を請求
- （４）報告書提出（※賃借助成金のみ）
- （５）助成金交付

### 空き家利活用助成金のイメージ



# 手続き手順

…申請者

…市

相談  
申請書配布

- 事前に市役所 **企画課** へご相談ください。
- 申請に必要な書類は、ホームページ又は企画課窓口にあります。

## ご 注 意

館林市空き家バンクを利用して、  
空き家を登録、購入、賃貸借したかたが  
助成の対象となります。

交付申請

- 下の枠内の書類を揃えて、**企画課** へ直接提出してください。

### 【空き家利活用助成金交付申請に必要な書類】

- ① 館林市空き家利活用助成金交付申請書（市 **企画課** の指定用紙）
- ② 添付書類
  - (1) 購入助成金
    - ア 助成対象者の住民票
    - イ 土地及び建物登記事項証明書
    - ウ 売買契約書の写し
    - エ 誓約書（別記様式第2号）
  - (2) 賃借助成金
    - ア 助成対象者の住民票
    - イ 賃貸借契約書の写し
    - ウ 誓約書（別記様式第2号）
  - (3) 賃貸人成約助成金 賃貸借契約書の写し
  - (4) 登録助成金 空き家登録決定通知書の写し

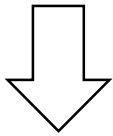
書類審査等

助成金  
交付決定

- 市から館林市空き家利活用助成金交付決定通知書を発行します。

次ページへ

前ページからの続き



助成金請求

• 下の枠内の書類を揃えて、企画課へ直接提出してください。

**【空き家利活用助成金請求に必要な書類】**

- ①館林市空き家利活用助成金請求書（市企画課の指定用紙）  
※購入助成金及び賃貸人成約助成金の場合は、交付決定後に提出  
※賃借助成金の場合は、当該年度分の助成対象となる全賃借料の支払い後に提出
- <以下賃借助成金のみ>
- ②各種領収書の写し又はそれを証明できる書類の写し
- ③当該賃貸借契約満了時に、「館林市空き家成約物件報告書」を提出

助成金交付

※交付決定内容を変更する場合は、

「館林市空き家利活用助成金交付変更申請書」（市企画課の指定用紙）を提出してください。

※空き家の利活用を中止する必要がある場合は、

「館林市空き家利活用助成金交付取止め届」（市企画課の指定用紙）を提出してください。

問い合わせ先

館林市役所 企画課 政策推進係  
0276-47-5103（直通）